

## エリアポスティングサポート利用規約

エリアポスティングサポートは、佐川急便株式会社が株式会社ゼンリンの地図情報システムを利用して提供するサービスです。

### 第1章 総則

(規約の適用)

#### 第1条

1. エリアポスティングサポート（以下「本サービス」といいます。）についての、お客様と佐川急便株式会社（以下「佐川急便」といいます。）の合意内容はこの規約（以下「本規約」といいます。）によります。
2. 佐川急便は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。佐川急便は変更後速やかに変更後の規約を、お客様に通知もしくはホームページ上に掲示します。

(用語の定義)

#### 第2条

この規約においては、次の用語はそれぞれ下記の意味で使用します。

- (1) 「マーケティング」とは、お客様の入力した情報に基づき、ポスティングの対象とすべき住居・地域等を分析・抽出することをいいます。
- (2) 「ポスティング」とは、マーケティングにより抽出した特定の地域に所在する住居、集合住宅、企業集合施設等の郵便受け（ポスト）に対して、配布物（お客様が指定する印刷物等でパンフレット、チラシ等をいいますが、これらに限定されません。）を投函することをいいます。
- (3) 「エリアポスティングサポートシステム」とは、佐川急便がお客様に対してホームページ上で提供する本サービスの管理システムをいいます。
- (4) 「配布物」とは、お客様が指定するポスティングの対象物で、パンフレット、チラシ等（これらに限定されません。）のことをいいます。
- (5) 「折り作業」とは、配布物を折りたたむ作業のことをいいます。
- (6) 「分析レポート」とは、マーケティングの分析結果をまとめたレポートのことをいいます。

### 第2章 サービス内容

(本サービスの内容)

### 第3条

佐川急便は、お客様の入力した申込情報に基づくマーケティングにより、ポスティングすべき地域を特定のうえ、お客様の指定する配布物をポスティングするサービスを提供します。

(本サービスの提供)

### 第4条

1. 佐川急便は、プライバシーの保護およびセキュリティ管理のため、本サービスを利用するために必要となるIDおよびお客様があらかじめ指定するパスワードの照合ができない場合は、本サービスを提供しません。また、佐川急便は、本サービスの利用にあたって、IDおよびパスワードを入力された方を正当なお客様とみなします。
2. お客様は、自らの責任において、IDおよびパスワードを管理するものとします。
3. お客様は、自己の利用に供する目的でのみ本サービスの提供を受けるものとし、第三者の利用に供するために本サービスの提供を受けることはできないものとします。またお客様は、本サービスより得たマーケティングによる分析レポートを第三者に開示しないものとします。

## 第3章 契約

(申込の方法)

### 第5条

本サービスの申し込みをするときには、佐川急便のホームページ上のエリアポスティングサポートシステム（以下「本システム」といいます。）から、お申し込み入力フォームに必要事項を入力の上、申込をしていただきます。

(申込およびサービスの流れ)

### 第6条

1. お客様は、本規約について承諾の上、本システムからサービス利用の見積もりを申込みます。
2. 佐川急便は、本サービスを利用するための見積申込があったときは、必要な事項を確認の上、その申込を受けつけ、メールの送信をもって承諾の意思表示を行います。
3. お客様は、佐川急便から受信した見積の結果報告メールに記載されているURLもしくは佐川急便のホームページから本システムにログインし、見積もりを依頼した案件一覧から該当する見積書を確認します。

4. お客様は、見積書を確認し配布を発注します。またお客様は、配布発注により、分析レポートを確認することができます。
5. 佐川急便は、配布発注の申込を受けつけ、メールの送信をもって承諾の意思表示を行います。本サービスを申込まれたお客様のメールサーバーにメールが受信されたときに本サービスの利用に関する契約が成立するものとします。
6. お客様は、ポスティングの進捗状況を本システムの案件一覧画面から確認することができます。
7. 佐川急便は、契約の申込をしたお客様が以下の各号の一に該当する場合は、その申込を承諾しないことができるものとし、佐川急便は、その理由を開示する義務を負わないものとします。
  - (1) 申込内容が事実と反し、または重大な記入漏れがあることが判明したとき
  - (2) 本規約に反する利用がなされるおそれがあると佐川急便が認めるとき
  - (3) 暴力団等の反社会的勢力であることまたはあったことが判明したとき
  - (4) その他、佐川急便の業務の履行上支障があるとき

(配布物のサイズ)

#### 第7条

本サービスで取り扱える配布物のサイズは、以下の通りとします。

B3 (36.4cm×51.5cm) 以下の大きさで、かつ、その厚さが1cmを超えないものとします。ただし、1辺の長さが29.7cm (A4縦の長さ) を超える場合には、お客様の責任においてその配布物を折りたたみ、1辺の長さが29.7cm以下 (厚さは1cm以内) になるようにしてください。お客様は、本サービスの申込において、佐川急便に対して、その折りたたむ作業を有償で委託することができます。

(配布物の引渡し)

#### 第8条

お客様は、第6条第5項の配布発注完了のご案内に関するメールを受信した後、配布物の準備が整い次第、自らの費用で、見積書に記載の佐川急便の各拠点に、拠点毎に必要な部数に区分した上で配布物を送付します。ただし、佐川急便が、あらかじめ認める場合には、佐川急便が別途指定する拠点に直接送付するものとします。

(お客様の事前承諾)

#### 第9条

お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の事項を事前に承諾するものとし

ます。

(1)本規約に規定されている内容

(2)マーケティングの分析結果は、一般的・平均的なものであり、ポスティングによって得られる効果を確定的に約するものではないこと

(3)配布期間は、あくまでもポスティングに要する期間の目安であること

(4)ポスティングが完了した時点で余剰する配布物がある場合には、お客様の費用負担にて佐川急便と協力の上それを回収し、自らの廃棄物として適切に処理すること

(5)本システムのメンテナンス等により、本システムが一時的に使用できない場合があること

(お客様の禁止事項)

#### 第 10 条

お客様は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1)公序良俗に反する、またはそのおそれがある内容が記載された配布物のポスティングを発注する行為

(2)犯罪行為、不法行為、またはそのおそれのある行為

(3)本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為

(4)第三者に本サービスを利用させる行為、または第三者のために本サービスを利用する行為

(5)ポスティングが完了した時点で余剰する配布物の廃棄を佐川急便に依頼する行為

(6)その他、佐川急便が不適切と判断し、お客様に連絡した行為

(責任期間)

#### 第 11 条

本サービスで個別に発注されるポスティングにおいて佐川急便が責任を負う期間は、第 6 条第 5 項のときから、佐川急便によるポスティングが完了し、余剰した配布物をお客様に返還したときまでとします。

(中途解約)

#### 第 12 条

お客様は、本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立したときには、本契約を解約することはできません。ただし、解約を希望するサービスの見積書に記載される費用の総額を、違約金として佐川急便に対して支払う場合には、当該契約を解約することができるものとします。

(譲渡禁止)

#### 第 13 条

お客様は、佐川急便の事前の同意なしでは本サービスの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

(登録情報の変更)

#### 第 14 条

1. お客様は、社名、住所、担当者様などの登録情報に変更があったときは、直ちに佐川急便のホームページ上において、その登録情報を変更しなければなりません。この登録変更がなされなかったために本サービスにおいてお客様に損害が生じた場合、佐川急便はその責任を負いません。
2. 佐川急便は、前項により登録変更がなされた場合、その変更の事実を証明する書類の提出をお客様に求めることがあります。

(佐川急便が行う契約の解除)

#### 第 15 条

1. 佐川急便は、お客様が次のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができます。
  - (1)第 6 条第 7 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - (2)第 10 条に定める行為があったとき
  - (3)前各号のほかお客様がこの契約に違反したと認められたとき
2. お客様は、佐川急便が契約を解除したときは、配布物を既に佐川急便に引き渡しをしているときには、自らの責任において、直ちに佐川急便の各拠点から配布物を回収するものとします。

## 第 4 章 サービス提供の停止

(本サービスの一時停止)

#### 第 16 条

佐川急便の責に帰すべき事由によらないで佐川急便が本サービスを提供することができなくなったとき（株式会社ゼンリンによるシステムの障害、もしくは天災その他非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、その他やむを得ない場合を含みます。）は、その状態が止むまでの間佐川急便はお客様への通知をすることなく即時に本サービスの提供を停止することができます。この場合、佐川急便は本サービスの提供においての義務を一切まぬがれるものとします。

## 第5章 料金

(料金)

### 第17条

本サービスの利用にかかる料金は、マーケティングに関する料金も含め、第6条第1項におけるお客様からの申込の際に行う見積りによって都度個別に確定します。

(料金のお支払)

### 第18条

1. 本サービスの料金は、佐川急便が、原則として毎月20日締めにて計算の上お客様に対して請求します。
2. お客様は、前項請求を確認の上、翌月20日までに佐川急便が別途指定する銀行口座への振込にて支払います。
3. 前2項の規定にかかわらず、お客様と佐川急便との間で、別途運送等に関する取引がある場合には、当該取引における請求および支払に関する定めに従うものとします。

## 第6章 損害賠償

(責任の制限)

### 第19条

1. 佐川急便は、本サービスの提供において、佐川急便の責に帰すべき事由によりお客様に損害が発生した場合、損害が発生した案件毎の見積金額を限度として、その直接的な損害を賠償します。
2. 前項にかかわらず、佐川急便の責に帰すべき事由によりポストイングがなされなかったことに起因してお客様に損害が発生した場合、お客様の選択により、その不履行件数分のポストイングにかかる料金等の返金（料金等を収受していない時にはこれを請求しません。）、またはその不履行件数分の代替品につき無償で本サービスを提供するものとします。

(責任の対象外)

### 第20条

1. 佐川急便は、お客様側の本サービスのIDおよびパスワードの使用上の過誤および第三者による不正使用等に起因してお客様が被った損害に対し、その責任を負いません。

2. 佐川急便は、お客様が行う申込の入力情報に誤りがあったことに起因してお客様が被った損害に対し、その責任を負いません。
3. 佐川急便は、お客様が本規約の規定に違反したことに起因してお客様が被った損害に対し、その責任を負いません。

(お客様の責任)

#### 第 21 条

お客様は、お客様の責に帰すべき事由により、佐川急便または第三者に損害が発生した場合、その損害を賠償するものとします。

## 第 7 章 雑則

(お客様の情報)

#### 第 22 条

佐川急便は、以下の場合を除き、お客様の事前の同意なしにお客様の情報を第三者に提供または開示しません。

- (1)法律の規定または法律の手續により開示が必要とされる場合
- (2)佐川急便の権利または財産を保護するために必要な場合
- (3)お客様または公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合
- (4)佐川急便が本サービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合
- (5)その他個人情報の取扱いについては、佐川急便のホームページ上に掲示する個人情報保護方針によります。

(佐川急便の関連会社・協力会社への委託)

#### 第 23 条

佐川急便は、本規約に定める本サービスの提供において、佐川急便の業務の全部、または一部を、佐川急便の責任で佐川急便の関連会社・協力会社等に委託することができます。

制定 2014年 10月 21日 (第4版)